

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年11月14日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分が違法・不当であると主張する。

却下の理由に「囑託医により、転宅の必要性はないとの意見があり」とあるが、請求人は囑託医という人に一度もあったことがなければ話したこともない。そんな人が請求人の病状及びその理由について、何を知っていて、何が分かるというのか。囑託医の意見を主治医の意見より尊重するのは間違った判断である。

請求人の住む部屋の騒音は39～47デシベル、振動は40前後。この騒音、振動は朝6時から深夜0時までである。入居した日に居住者心得という用紙をもらい、そこに「音や振動が発生しないように深夜0時から朝6時までには共用換気扇を止めてある」と書いてあって、何のことだろうと思っていたが、夕方になるにつれて、音と振動が止まらないと思い、これがずっと続いて深夜0時に止まったので、これが心得にあった共用換気扇から発生する音と振動かと思い、涙が出た。

振動といっても微振動なので、ビリビリした感じが寝ていると全身に伝わってくるため、ゆっくり眠れないし休めない。

また、心得にあるマンション住人との挨拶も精神的に疲弊する。音や振動だけでも迷惑なのに、挨拶もストレスで仕方がない。

今の契約に至るまでの経過として、当時のケースワーカーから紹介された不動産屋からの流れで今に至っている。ケースワーカー自身からの謝罪や事務所の誰からも謝罪の一言がないのも正直、不信である。

朝 9 時～6 時で普通に働けるようにとの気持ちを持っているが、この家では無理である。寝れるのは深夜 0 時過ぎ（1 時 2 時 3 時）になって、起きれるのは昼近くになることもあった。だから引っ越しをさせてほしいと言っている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 1 月 1 1 日	諮問
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第 9 6 回第 2 部会）
令和 7 年 2 月 2 5 日	審議（第 9 7 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

(2) 住宅扶助

法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。そして、法 1 4 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居（1 号）及び補修その他住宅の維持のために必要なもの（2 号）の範囲内において行われるとしてい

る。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・カは、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないとしている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30は、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」（局長通知第7・4・(1)・カ）について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とした上で、第7・問30・答12において「病氣療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」等を挙げている。

(3) 嘱託医の役割

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第2・2・(3)は、嘱託医は、地区担当員等からの要請に基づき医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導を行うこととし、医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする場合にも同様とすることとしている。

(4) 保護の申請及び決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとしている。そして、同条9項は、同条1項及び3項の規定を保護の変更の申請について準用するとしている。

(5) 局長通知、課長通知及び医療要領は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、局長通知の「転居に際し、敷金等を必要とする場合」については、「病氣療養上著しく環境条件が悪いと認

められる場合」に該当することが必要とされているところ（１・(2)）。なお、他に請求人に該当する可能性のある要件はない。）、担当職員は、請求人宅を訪問して、１時間１５分程度請求人宅に滞在したが、換気システムのモーター音は聞こえるものの、請求人が訴えるような騒音や振動は確認できなかったことが認められる。

その上で、担当職員は、主治医から、請求人が〇〇病の回復期であり、請求人宅では環境的要因から十分な休息を得ることができない旨を聞き取ったが、本件嘱託医に意見を求め、請求人が訴える騒音が病状に影響を与えるのではなく、感覚過敏と思われる旨、治療の水準や睡眠の質を高めることが求められることであり、転宅の必要性はない旨の助言を受けたことが認められる。

上記の「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」は、客観的な状況を指すと考えられるところ、確かに主治医は「請求人の訴えを聞く限りは」現在の環境が悪影響を与えていると判断できる旨を述べているものの、担当職員が請求人の主張するような騒音や振動を確認できなかったことからすれば、請求人宅が客観的に「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる」状況にあるとは考えにくく、本件嘱託医の助言（感覚過敏と思われ、治療の水準や睡眠の質を高めることが求められることであり、転宅の必要性はない旨）に不合理な点は認められない。

そうすると、処分庁が、担当職員による確認内容及び本件嘱託医からの助言により、本件申請について、敷金等の支給事由に該当しないと判断した本件処分は、上記１の法令等の定めに則って適正になされたものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、請求人に一度も会ったことも話したこともない嘱託医の意見を主治医の意見より尊重するのは間違った判断である、請求人の置かれた状況からは転宅が妥当である旨を主張する。

しかし、嘱託医は、医療扶助及び医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする場合に助言指導を行う者であり（１・(3)）、担当職員からの報告を受けた本件嘱託医の助言は、医師の専門的判断として、合理性があるものと認められる。そして、当該助言に基づいて本件申請を却下した本件処分に違法又は不当な点は認められないことは上記２で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己